

IV. 環境衛生活動

各班業務

1. 食品衛生班

(1) 本年度の取り組み内容

被災により営業施設の廃業は倍増し、県では、条件付きで営業施設基準の一部緩和及び震災被害を受けた営業者に対する許可申請手数料の免除等の措置を行い、今年度も引き続き取り組んだ。緩和措置として認められた膜構造建築物による魚市場の仮復旧以降、水産関連施設の営業再開が徐々に進んでいる。

かき処理場については、すべての施設が震災により被災した。復興に向けより衛生水準が高い施設の設置を事業者に促し、平成 26 年 3 月末までに約 5 割のかき処理場が順次整備されたが、かきの生産量は、震災前の 3 割までしか回復していない。

また、県内に流通する加工食品（32 件）について放射性物質の検査を実施したところ、すべて基準値以下であった。

食品衛生許可・登録状況

	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
施設総数	5,055	4,947	4,562	4,516	4,285
廃業	772	758	1,379	691	813
新規 (免除)	673 —	650 —	654 339	630 268	569 165

かき処理状況

	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
施設数	83	82	9	36	46
従事者数	2,295	2,213	451	901	1,210
生産量(t)	4,918	4,165	約 320	約 550	約 1,500



【膜構造建築物による魚介類せり売業】



【再建されたカキ処理場（桃浦）】

(2) 今後の課題

復旧の加速とともに、事前相談や許可申請の増加が予想されることから迅速な対応を図る。石巻魚市場をはじめ事業の本復旧に伴い、水産関連施設の再開が加速することから効率的な監視指導及び食品の収去検査を実施し、水産食品に起因する食中毒及び違反食品の発生を未然に防止する。

2. 獣疫薬事班

(1) 本年度の取組内容

震災に対する措置として、震災被害を受け営業を廃止し、新規に許可等申請した者に対して許可申請手数料等の免除を行った。被災し営業を行っていない施設に対して、廃止届の提出を指導した。

生活衛生営業施設の推移

	旅館業	興行場	公衆浴場	理容所	美容所	クリーニング所
H22年度	262	4	22	412	515	164
H23年度	234	4	22	381	505	161
H24年度	218	4	19	377	508	127
H25年度	186	2	20	359	502	113

被災した施設も多く、関係施設は減少した。

特に、旅館業については、大型施設の新規開設が相次ぐものの、施設数が震災前の約7割となり、津波罹災地域をはじめとして、営業再開不可能な状態でも廃止届出がなされない施設も多くあるため、施設数の減少傾向が続いている。理容所、美容所は、新築や移転による営業再開が多いため、施設数の減少は少ない。

薬事関係施設の推移

	薬局	製造業	医薬品販売業	高度管理医療機器販売業	毒物劇物製造業・販売業
H22年度	92	20	84	58	120
H23年度	83	18	63	57	103
H24年度	82	15	63	59	101
H25年度	81	15	58	64	101

震災後、被災にかかる廃止届けが遅滞なく提出され、営業再開の申請も相次いだものの、薬事関連施設は、震災前に比べ減少した。

高度管理医療機器販売業については、24年度以降、AED及びコンタクトレンズ販売許可取得により、施設数が増加した。

獣疫衛生関係施設等の推移

	抑留犬	引取(犬)	引取(猫)	動物取扱業登録	化製場準用施設
H22年度	94	40	347	60	9
H23年度	98	26	148	56	9
H24年度	90	21	199	47	7
H25年度	70	10	253	49	7

犬の抑留頭数は、震災前後でほとんど変わらなかったが、平成25年度は減少した。犬、猫の引取頭数は、震災後大幅に減少し、犬の引取頭数はさらに減少を続け、猫については、増加に転じた。

動物取扱業については、被災し営業していない施設に対して廃止届の提出を指導しているため徐々に減少したが、平成25年度は新規登録があり増加した。

化製場準用施設は、被災により2施設が廃止し、さらに2施設が再開を断念しており、廃止届の提出について指導している。

(2) 来年度に向けた課題

復興に向けた事前相談や許可申請等に対して、迅速な対応を図る。

3. 環境廃棄物班

【環境対策】

(1) 経過

被災した建築物の解体に伴いアスベストの飛散が懸念され、平成 23 年度からアスベストパトロールを実施してきた。

また、水質汚濁防止法及び大気汚染防止法に基づく特定施設等が被災し、環境への影響が懸念されたほか、集団移転や復興住宅の建設などに伴い土壤汚染対策法に基づく届け出が増大した。

(2) 本年度の取組内容

解体工事に伴うアスベスト除去現場に赴き養生等が適切に行われるよう確認・指導を実施し、解体まで時間を要する建物に対してはアスベストの飛散防止対策を講じるよう所有者に指導した。

また、土壤汚染対策法に係る形質変更届が前年度の 59 件を上回り 80 件を超えたが、厳正な審査により汚染土壌による健康被害の防止が図られた。

さらに、再開した事業場について計画的に工場排水の検査を実施し、排水の状況を確認したほか、特定施設が解体撤去されている場合も多く、届出台帳から抹消し、現状の把握に努めた。

(3) 今後の方向性・課題

被災建築物の解体は概ね終了したが、労働基準監督署や土木事務所と連携して、引き続きアスベストの飛散防止に努める。

また、復興が進み事業の再建等で新規の特定施設設置届出がされると予想され、施設の適切な設置、維持管理が行われるよう、指導し、相談に対応する。

さらに、大規模な土地造成や建築工事が今後も予定されており、土壤汚染対策法に基づく土地の形質変更届出件数は更に増加するものと予想されることから、厳正で迅速に審査を実施する。

【廃棄物対策】

(1) 経過

大量に発生した震災廃棄物については、管内各地の一次仮置き場に集積された。これらの廃棄物の処理を市町から委託された県は、雲雀野地区に処理施設を設置して処理することとした。一方で、施設の設定には県知事の許可が必要であり、当所においては、施設設置にかかる審査を業務としており、迅速な事務処理に努め、平成 24 年 5 月、分別、洗浄、焼却等の中間処理が開始した。一部については、他自治体の協力のもと、平成 24 年 3 月より広域処理のため県外等へ搬出された。震災直後、野焼き等廃棄物の不適正処理が懸念されたため、パトロール等の強化を図った。

また、トランス等 PCB 廃棄物を保管していた沿岸部の事業所においては、津波の被害を受け、流出や破損による油の漏れ等多数の被害が緊急調査により判明し、搜索や応急措置を指示し、市町に対しては、がれきから発見されたトランス等については、一次保管等安全対策を迅速に行うよう指導を実施した。

(2) 本年度の取組内容

震災廃棄物の処理において、施設整備の増設変更等も多数にのぼったため、審査事務については、関係者との調整により手続きを迅速に行うことができ、平成 26 年 1 月に中間処理、2 月には県外処理のための搬出が終了した。

また、廃棄物にかかるパトロール等の強化を 25 年度も引き続き実施し、計画的な地域巡回監視により、不法投棄や不適正処理を最小限に食い止めることができた。

さらに、PCB 廃棄物については、保管状況の定期検査において、破損したトランス等について応急措置の予後の確認を行った。

(3) 今後の方向性・課題

震災廃棄物の処理施設の解体撤去については、8月までに終了を予定しており、関連手続きについて、円滑に実施できるよう対応する。

建築物の解体現場から発生する廃棄物は、被災にかかるものは震災廃棄物として処理されていたが、平成26年4月以降の取り扱いが震災以前にもどるため、周知用チラシを作成し、JV、市町、建設業協会に配布を依頼したほか、復興工事が盛んな状況で、産業廃棄物にかかる不適正処理の増加も懸念されることから、監視指導を強化する。

また、PCB廃棄物については、安全対策を引き続き実施していくが、処理工場の能力が十分確保されていないことから処分の期限延長されることから保管事業者に対する周知を徹底していく。